

山梨県公報

第千二百十三号

平成二十三年
二月二十一日

月 曜 日

目次

救急病院等の認定 一〇七
道路の供用開始(二件) 一〇七

告示

山梨県告示第五十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十三年二月二十一日

一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
上野原市立病院	上野原市上野原三千百九十五番地

山梨県知事 横 内 正 明

二 認定期間

平成二十三年二月十三日から平成二十六年二月十二日まで

山梨県告示第五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十三年三月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	葦崎増穂線	北杜市明野町浅尾新田字踊石一七七八番の一地先から 北杜市明野町浅尾字向一四九二番の一地先まで	五一三・六	平成二十三年 二月二十 二日

山梨県告示第五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十三年三月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	一四二号	北杜市高根町清里字念場原三五四五番の一七七七地先から 北杜市高根町清里字念場原三五四五番の一三八九地先まで	一四〇・〇	平成二十三年 二月二十 一日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番